# 学校いじめ防止基本方針

荒川区立汐入東小学校 生活指導部

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

# 【いじめの定義】 ※いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の 人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行わ れるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 【いじめ防止等のための対策の基本理念】

いじめは「どの学校のどの学級のどの児童にも起こりうるものであり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為であること」を全教職員が認識し、全教職員で対策に取り組む。

### 【いじめ防止に関する取組方法】

東京都教育委員会の示す、いじめ防止等の取り組み状況についての「18のチェックリスト」に基づいた学校体制をとる。

- (1) 軽微ないじめも見逃さない。いじめ防止対策推進法に規定されているいじめの定義に基づき、「本当にいじめに苦しむ児童がいないか」という視点をもって、確実にいじめを認知する。
- (2) 全ての教職員が当事者意識をもって対応に当たる。いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や学校いじめ対策委員会と対応方針や役割分担を協議する。
- (3) 教職員一人一人の対応力の向上を図る。そのために年3回以上、いじめ防止等のための校内研修や OJT 等を行い、日常の指導に生かす。
- (4) 学校いじめ対策委員会の職務内容や構成メンバーについて理解する。養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等の必要な措置を講じる。
- (5) 学校いじめ防止基本方針の内容について理解する。内容について自分の言葉で分かりやすく説明できるようにする。
- (6) 児童の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも学校いじめ対策委員会へ報告し、組織で情報を共有する。
- (7) 来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童とその保護者等に周知する。
- (8) いじめの事案について、児童の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有する。
- (9) いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりする。
- (10) いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間で共有する。

- (11) 児童に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導する。 児童の不安や悩みを十分に聴き取る。
- (12) いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施する。この時、いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか、自己の生き方についての考えを深める学習になっているか留意する。
- (13) 児童に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。特に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう児童に対する情報モラル教育の充実及び児童やその保護者に対する啓発活動を行う。
- (14) 日常の授業において、児童同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。異なる意見や考えをもとに、様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を日常的に設定する。
- (15) 保護者に対して、保護者会や学校ホームページを活用し、学校いじめ防止基本方針の内容について 伝える。
- (16) いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝える。互いの児童が安心して学校生活を送ることができるように対応する。
- (17) 区、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを行う。
- (18) いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、被害の児童の安全を確保し、加害の児童の更生を図るよう体制を整える。

# 【いじめの早期発見に関する取組方法】

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で 実態把握に努める。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(いじめに関するアンケート調査、担任や SC との個人面談等)
- (2) 児童の行動を注視する。(日頃の声掛け、朝礼や学級活動、日々の記録等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(通信物・電話等の連絡・家庭訪問、保護者会等)
- (4) 行政等の関係機関と連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

# 【いじめに対する措置】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まないよう、速やかに組織的に対応する。
- (2) いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全と、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (3) 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童へ指導する。
- (4) いじめを見ていたり知っていたりした児童にも自分の問題として捉えられるように指導する。
- (5) 被害の児童と加害の児童両保護者への支援・助言を行う。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求め、関係機関、専門家等との相談・連携を取り解決に当たる。
- (7) 重大事態においては、教育委員会又は知事へ報告する。

- (8) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談事実に基づき、保護者会を開き、情報を共有し説明責任を果たす。
- (9) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡をとる。いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」「謝罪が済んだ」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の児童への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の児童の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、学校いじめ対策委員会が児童の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

### 【いじめの早期発見・早期対応のための年間計画】

- (1) 「生命尊重」「いじめ防止」に関する授業を人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置づけ、学年の発達段階に応じて指導内容の工夫を図り、年3回(ふれあい月間の月、6月・11月・2月)の各月第2週から第3週の期間に全クラスで実施する。
- (2) セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用して、情報モラル教育を計画的に進める。特に5~6年生は、土曜公開授業等を活用し、保護者も含めて実施する。
- (3) 年度当初に対応記録のファイリングをつくる。いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。被害の児童と加害の児童の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、児童はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

#### 【いじめ防止等の対策のための組織】

当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

#### ◎いじめ防止対策委員会

委員長:校長 、委員:副校長、生活指導主任、教務主任、主幹教諭、特別支援コーディネーター、 特別支援副コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学年主任、担任、関係のある専科教員

校長は、生活指導主任または担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。最終責任者は委員長である校長とする。臨時校内委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。